

2023年12月22日

各位

会 社 名 GMO フィナンシャルゲート株式会社 代表者名 代表取締役社長 杉山 憲太郎 (コード番号 4051 東証グロース) 問合せ先 取締役 コーポレートサポート本部 本部長 玉井 伯樹 (TEL 03-6416-3881)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である GMO インターネットグループ株式会社及び GMO ペイメントゲートウェイ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主 (親会社を除く。)、又はその他の関係会社の商号等

(2023年9月30日現在)

会社の名称	属性	議決権	訴有割合(%)	発行する株券等が上場されて			
云仏の名称		直接所有分	合算対象分	計	いる金融商品取引所等		
GMO インターネット	親会社	_	56. 79	56. 79	株式会社東京証券取引所		
グループ株式会社	机云红				プライム市場		
GMO ペイメント	親会社	56. 79	_	56. 79	株式会社東京証券取引所		
ゲートウェイ株式会社					プライム市場		

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

会社の名称	理由					
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	同社は当社の議決権の 56.79%を直接保有するとともに、当社					
GMU・イメントケートリエイ休式云社	へ役職者を派遣しているため					

- 3. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係
  - ① 親会社等の企業グループにおける当社グループの位置付け

当社グループの親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 (以下、GMO-PG) は、当社に対する議決権のうち 56.79% (2023 年 9 月 30 日現在)を保有する筆頭株主であり、オンラインショッピングによるクレジットカード等の決済代行事業、金融関連事業及び決済活性化事業を行っております。また、GMO-PG の親会社である GMO インターネットグループ株式会社は「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業、インキュベーション事業を行っております。

当社グループは、GMO インターネットグループ各社の中において、キャッシュレス決済市場における対面決済サービス事業を担う企業集団として位置付けられております。これに対して、GMO-PG 及び当社を除く GMO-PG の子会社各社は、オンラインショッピング等の EC 事業者等を主要顧客とする非対面決済サービス事業に注力しており、実店舗を持つ事業者を主要顧客とする当社グループとは、棲み分けがなされております。

② 当社役員の親会社等の役員兼務の状況について 当社取締役の、親会社等における役職者の兼務状況は、以下のとおりです。

(2023年12月22日現在)

役職名	氏 名	親会社等での役職	選任理由
取締役	小出 達也	GMO ペイメントゲートウェイ 株式会社 上席専務執行役員	日本アイ・ビー・エム株式会社における豊富な営業 経験と営業のリーダーを育成した経験と知識を、当 社の経営に活かしていただくため、取締役として適 任であると判断しました。

## 4. 支配株主等との取引に関する事項

有価証券報告書(第5 経理の状況【関連当事者情報】より抜粋した内容となっております。

(自 2022年10月1日至2023年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	GMO ペイメント ゲートウェイ 株式会社	東京都 渋谷区	13, 323, 135	インター ネット インフラ 事業	(被所有) 直接 56.8	営業上の 取引等	システム 利用料金 等 (注)	141, 068	売掛金	10, 669

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、 交渉の上決定しております。

## 5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社グループが親会社等の企業グループと取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時において、少数株主の保護の観点から、その他第三者との取引条件と比較の上、取引条件等の内容の適正性を慎重に検討して実施しております。

具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを、親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会にて確認した上で決議することとしております。なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、独立社外取締役で構成された特別委員会にて審議・検討を行ったうえで、取締役会に答申され、決定されます。

以上